

令和4年度 京都工芸繊維大学
京都産学共創フェロースhipプログラム募集要項【補充採用】
(異分野融合人材育成フェロースhipプログラム)

本学は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以降「JST」という。）「次世代研究者挑戦的研究プログラム※」の採択を受け、本学における異分野融合の研究環境や大学院教育・研究指導体制、地元産学公協力体制のもと、研究領域を超えた幅広い専攻の博士学生に対する支援プログラム（フェロースhipプログラム）を実施しています。

この度、令和3年度の本プログラム採用者に欠員が生じたため、補充採用を行います。

※ 参考 HP（科学技術振興機構 HP） <https://www.jst.go.jp/jisedai/>

1. フェロースhipプログラムの事業目的

博士進学に係る障壁である資金面・キャリアパスの問題を取り払い、優秀な博士課程志願者・進学者を増員し、我が国の産業の技術革新・産業力強化又は社会課題の革新的な解決に貢献する博士人材を育成・輩出することを目的とします。

2. 追加募集するフェロースhipプログラム

「異分野融合人材育成フェロースhipプログラム」

対象専攻：本学大学院博士後期課程 全専攻

対象年次：令和4年4月時点で、本学大学院博士後期課程3年次に在籍する者（令和4年4月時点で、休学期間を除く在学月数が24月超36月未満の者）

補充採用予定者数：2名

3. フェロースhipプログラムの事業概要

(1) フェロースhip（生活費相当額と研究費）の支給

採用者に対し、生活費相当額と研究費を支給します。支給額、支給期間は下記のとおりです。

生活費相当額	月額15万円
研究費	令和5年3月に標準修業年限が満了する者…年間60万円 令和4年9月に標準修業年限が満了する者…年間30万円
支給期間	令和4年4月以降、標準修業年限の満了する期間※を限度として、フェロースhip支給対象者として認められている期間 (※令和5年3月に標準修業年限が満了する者の支給期間の上限は1年 令和4年9月に標準修業年限が満了する者の支給期間の上限は6ヶ月)

(2) 研究力向上プログラム

下記の研究力向上プログラムを実施します。採用者は、いずれかのプログラムに参加する義務があります。

◆Design-centric Engineering Program(dCEP)

企業・自治体等のクライアントから課題提供を受け「デザイン思考」の方法論を用いて解決に向けたプロジェクト「dCEPセッション」を構成し、提供課題に対する事業計画を異分野融合のチームで策定するPBLプログラムです。(注：dCEPの詳細は入学後のオリエ

ンテーションで説明予定です。dCEPに参加する場合は、別途履修申請し、履修審査に合格することが必要です。)(詳細ページ：<https://www.kit.ac.jp/dcep/>)

◆FMA プログラム (共同研究フェーズ及びマッチングサポートフェーズ)

産業界が期待する目的指向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するために、博士学生(Fellow)、企業研究者/技術者(Mentor)及び本学教員(Advisor)が研究テーマを設定し、企業資金や競争的資金により博士学生が中心的役割を果たしながら研究を実施する産学共同研究プログラムです。

I 共同研究フェーズ

産学共同研究(共同研究、受託研究、学術指導等、以下、「共同研究等」という)の実施が決定あるいは内定している場合は、①その相手先、②研究テーマ、③実施状況(共同研究等の契約における主任指導教員等の役割、共同研究等の実施(予定)期間)、を申請時に申告してください。内定していた共同研究等が実施できなくなった場合には、次のマッチングサポートフェーズに移行します。

II マッチングサポートフェーズ

共同研究等の実施が決定または内定していない場合、本プログラムの専任教員が、企業とのマッチングをサポートします。博士学生(Fellow)、企業研究者/技術者(Mentor)及び本学教員(Advisor)が密接に連携しながら、研究テーマを設定し、共同研究等の実施(共同研究フェーズ)につなぎます。マッチング活動に積極的な参加が求められます。

(3) キャリア支援プログラム

採用者は、本学の指定するキャリア支援プログラムに参加する義務があります。現在、下記のキャリア支援プログラムの実施を予定しています。

- ・企業等外部機関の技術者のキャリアメンターによるキャリアパス実現に向けたメンタリングプログラム
- ・企業インターンシップ
- ・キャリアフォーラム、交流会(多くの企業との接点を設けるとともに、国内外の有識者(著名な研究者や企業人、起業家等)を招いた講演会を開催します。)

4. 申請資格

令和4年4月時点で本学大学院博士後期課程3年次生(休学期間を除く在学月数が24月超36月未満の者)に在籍する者のうち、下記のすべてを満たす者

- ・日本学術振興会の特別研究員でないこと
- ・留学生のうち、文部科学省国費外国人留学生制度による支援、及び本国からの奨学金等の支援を受ける者でないこと
- ・生活費相当額として十分な水準(目安として240万円/年)の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていないこと(所属企業等から十分な生活費相当額を受給可能な制度があるにもかかわらず利用していない場合は、十分な水準の安定的な収入を得ているものとみなします。)
- ・休学中又は休学予定でないこと

5. 申請方法

下記申請書類を取り揃え、期日までに提出してください。フェローシップ申請書（様式1）、業績を証明する書類、成績証明書は、紙媒体を窓口提出（又は郵送提出）するとともに、併せて電子媒体をEメール提出すること。（件名は「【フェローシップ補充採用申請】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること）

書類	提出方法等
フェローシップ申請書 （様式1）	<ul style="list-style-type: none"> 電子媒体及び紙媒体を提出すること。 様式1は1つのPDFファイルに結合し、ファイル名を「【申請書】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること。
業績を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 電子媒体及び紙媒体を提出すること。 業績を証明する書類は、業績ごとに1つのPDFファイルとして作成し、それぞれのファイル名を「【業績書類 (No.〇)】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること。 「フェローシップ申請書」（様式1）の「4.【研究遂行力の自己分析】」「(1) 研究に関する自身の強み」で記載した研究活動の成果物を証明する書類を提出してください。（学術論文、学会発表等の研究業績（研究活動の成果物）がある場合、必ず「4.【研究遂行力の自己分析】」欄に記載してください。） 学術論文の場合…論文コピー等 研究発表の場合…要旨集や予稿集などの該当箇所のコピー等 学会・学術集会での表彰の場合…表彰状のコピー等 作品等の出展や受賞の場合…出展状況や受賞状況が分かるもののコピー等
博士後期課程における成績証明書	<ul style="list-style-type: none"> 電子媒体及び紙媒体を提出すること。 成績証明書はスキャン等によりPDFファイルとして作成し、ファイル名を「【成績証明書】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること。
指導教員による評価書 （様式2）	指導教員より期限までに直接学生支援・社会連携課経済支援係へメール提出いただくようお願いください。

・提出先：〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係（3号館1階）

8：30～17：00（土日祝日を除く）

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

・提出期限：令和4年2月15日（火）17：00（必着）

6. 選考・審査基準

対象研究分野を含む複数分野の教員及び外部有識者で構成する審査委員会において、次の審査基準に基づき、書類選考（必要に応じ、面接選考）を行います。

<審査基準>

- ・自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること
- ・研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること
- ・研究実績（学術論文、学会発表、受賞実績等）が優れていること
- ・優秀な学業成績をおさめていること
- ・我が国の産業の技術革新・産業力強化又は社会課題の革新的な解決に貢献し、学術の将来を担う優れた研究者・技術者となることが十分期待できること

※上記審査基準のほか、日本学術振興会特別研究員への申請実績等を踏まえ、総合的に審査します。

7. 採否通知

3月中に選考を行い、Eメールにて申請者に結果通知します。また、採用された者の所属・氏名は大学ホームページ等にて公表します。

8. フェローシップ支給

(1) 生活費相当額

月額15万円を毎月支給します。

(ただし予算上の都合により、4月分の振込時期は5月となる場合があります。)

(2) 研究費

60万円(令和4年9月に標準修業年限が満了する者については30万円)を採用時に配分し、大学で執行管理を行います。大学の定める公的研究費の使用ルールに則り執行することが求められ、年度末に精算します。(予算繰越は不可)

※注1. 生活費相当額は税法上の「雑収入」に該当するため、所得税が発生します。源泉徴収は行わないため、支給対象者本人が確定申告を行ってください。

※注2. 親族の扶養に入っている場合、扶養の対象外となることがあるため、採用された旨を親族等に知らせてください。

※注3. 研究費は年度毎に執行内容(使途)報告が義務づけられます。指導教員の監督のもと、大学の定める公的研究費に関する諸規則に基づき、適正に執行すること。

9. フェローシップ対象者の義務

- ・研究計画に則り研究に専念すること
- ・本学が指定する研究者倫理に関する教育プログラムを受講すること
- ・研究費の使用にあたり、大学の定める公的研究費に関する諸規則を遵守すること
- ・本学が指定する研究力向上プログラム(Design-centric Engineering Program(dCEP)若しくはFMAプログラム)に参加すること(dCEPに参加する場合は、別途履修申請し、履修審査に合格することが必要です。)
- ・本学が指定するキャリア支援プログラムに参加すること
- ・定期的にキャリアメンターの助言を受けること
- ・毎年度終了時に、研究活動内容を報告すること(共同研究の成果報告が含まれる場合、共同研

究等の秘密保持契約（条項）に基づいて、「学内公開」、「関係者のみの非公開」等の開催方法で成果報告会を開催します。）

- ・博士後期課程在学中に、インパクトファクター（IF）が定義された学術雑誌への論文掲載及び査読システムのある国際会議での発表（建築学専攻又はデザイン学専攻の学生は、作品等の国内外の公募における受賞及び専門誌への掲載）、合わせて4件以上の成果発表に努めること

10. フェローシップ支給の停止・終了

下記のいずれかに該当すると認められる場合には、フェローシップの支給を停止又は終了します。

- ・「4. 申請資格」に記載の要件を満たさなくなった場合（休学した場合を含む）
- ・「9. フェローシップ対象者の義務」を果たしていないと認められる場合
- ・懲戒処分を受けた場合等、本学学生としてふさわしくない行為を行った場合

11. フェローシップ対象者の協力事項

採用者は、可能な範囲で下記事項へご協力願います。なお、事業実施上有益であると認められる場合は、下記以外の協力を求める場合もあります。

- ・JSTが開催する博士後期課程学生交流会への参加

本事業に参加した博士後期課程学生を対象に、JSTが大学横断的な交流会を開催する場合、参加にご協力ください。他大学の学生との交流を通じ、学生同士の相互触発やネットワーク作りを図ります。

- ・学生へのモニタリング調査

JSTでは、事業実施状況等に関し、学生に対して直接フォローアップを行うとともに、JSTの担当部署への支援学生へのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各博士後期課程学生支援プロジェクトの評価に直接活用します。そのため、採用者の氏名、研究テーマ、メールアドレス等をJSTに提供することにご協力ください。

- ・育成效果の評価及び追跡調査

キャリア開発・育成コンテンツによる育成效果の評価のため、修了生のその後のキャリアについて、追跡調査（終了後10年以上）を行う予定です。修了後は、可能な限り追跡調査にご協力ください。

12. その他

- ・JST「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に係る令和4年度予算は未定です。本募集は予算成立後速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集手続きを行うものです。予算成立内容により、採用人数や支給内容を見直す場合がありますので予めご承知おきください。
- ・その他フェローシップの支給に関することは、「京都産学共創 異分野融合人材育成フェローシッププログラム支給要項」に定めるところによります。

<申請に関する問合せ先>

学生支援・社会連携課 経済支援係

TEL：075-724-7150

Eメール：shogaku@jim.kit.ac.jp